

日ラグ協発第 16 - 306 号
平成 28 年 7 月 27 日

関東ラグビーフットボール協会
会長 水谷 眞様
関西ラグビーフットボール協会
会長 坂田 好弘様
九州ラグビーフットボール協会
会長 森 重隆様

各都道府県協会安全対策委員長 各位

(公財)日本ラグビーフットボール協会
専務理事 坂本 典幸



「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」について（通達）

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 3 月 18 日付で標記の通達を出しましたが、本件に関して 7 月 20 日の理事会にて再審議した結果、下記の通り決定いたしましたので、ご連絡申し上げます。

三地域協会、都道府県協会におかれましても、関係各所、チームに周知徹底いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

脳損傷や硬膜下血腫を生じた時には、原則として、競技・練習に復帰すべきではない。但し、19 歳未満の選手に関しては、理由の如何にかかわらず競技・練習に復帰することを禁止する。

以上